Ⅸ．静岡理工科大学給費型奨学生要綱

平成１０年　２月１０日　制定
平成１２年　２月１４日　改正
平成１３年　６月２７日　改正
平成１４年　１月２４日　改正
平成１６年　８月１８日　改正
平成１８年　２月　９日　改正
平成２１年１１月１８日　改正
平成２５年　６月１７日　改正
平成２６年　６月１２日　改正
平成２７年　５月２２日　改正
令和　元年　６月１４日　改正
令和　元年１１月１４日　改正
令和　２年　５月２６日　改正
令和　４年　７月１５日　改正
令和　６年　３月１８日　改正
令和　８年　３月２５日　改正

（目　的）

第１条　この要綱は、給費型奨学生（以下「奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（奨学生の区分）

第２条　奨学生の区分は、次の通りとする。

（１）授業料１００万円給費奨学生
一般入学者選抜、一般入学者選抜共通テストプラスにおいて、授業料１００万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（２）授業料５０万円給費奨学生
専門高校・総合学科給費奨学生推薦入学者選抜、公募制給費奨学生入学者選抜、専願制総合型給費奨学生入学者選抜及び大学入学共通テスト利用入学者選抜において、授業料５０万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（３）入学金相当額給費奨学生
総合型入学者選抜において、入学金相当額給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（４）入学応援金１０万円給費奨学生
大学入学共通テスト利用入学者選抜において、入学応援金給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

２　前条第１項第３号及び第４号に規定する奨学生が本学に入学した後は、本要綱に定める奨学生としては取り扱わない。

（奨学生の特典）

第３条　本学は、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。

（１）授業料１００万円給費奨学生　年間１００万円（半期毎に５０万円）
（２）授業料５０万円給費奨学生　年間５０万円（半期毎に２５万円）
（３）入学金相当額給費奨学生　入学時　２２万円
（４）入学応援金１０万円給費奨学生　入学時１０万円
２　前項第１号及び第２号の給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。また、前項第３号及び第４号の給付金は、入学金から給付金相当額を減額することにより給付に代える。
３　奨学生は、入学金、授業料及び代理徴収金を所定の期日までに納付しなければならない。

（奨学生の期間）
第４条　奨学生とする期間は、入学後最大４年間とする。

（手続き）
第５条　奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に「給費奨学生誓約書」（別紙１）を提出する。
２　奨学生は、各学年末に次年度の「給費奨学生更新申請書」（別紙２）を提出する。

（奨学生の取消）
第６条　奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、前条の規定にかかわらず大学評議会の議を経て、奨学生の資格を取消すことができる。
（１）授業料１００万円給費奨学生は、該当奨学生の所属学系または所属学科における各学年末時点での成績順位（在学期間を通しての学業成績の順位）が、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２０％を乗じて算出した数値の順位に達しない場合
（２）授業料５０万円給費奨学生は、該当奨学生の所属学系または所属学科における各学年末時点での成績順位（在学期間を通しての学業成績の順位）が、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２５％を乗じて算出した数値の順位に達しない場合
（３）奨学生が学則第４０条に該当し、奨学生として不適当と認められた場合
（４）奨学生本人が辞退を申し出た場合
２　前項による奨学生の資格の取消期間は、次の通りとする。
（１）前項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の期間
（２）前項第３号及び第４号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間
３　第１項第１号及び第２号の成績順位付けにあたっては、その母数は学年末での休学者を含む実人数とし、通算ＧＰＡ（Grade Point Average）を用いるものとする。また、所属学科が学系を有する場合、判定に学系内順位を用い、所属学科が学系を有しない場合、判定に学科内順位を用いるものとする。

（奨学生の区分変更）
第７条　前条第１項第１号の規定にかかわらず、授業料１００万円給費奨学生は、所属学系または所属学科の入学者数（当該学生の入学年度）に２５％を乗じて算出した数値の順位に達する場合は、学長は、大学評議会の議を経て、授業料５０万円給費奨学生に区分変更することができる。

（授業料の納付）
第８条　授業料１００万円給費奨学生及び授業料５０万円給費奨学生は、給付金相当額を減額した後の授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。
２　奨学生は、前条の規定により、その資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。

（１）第６条第１項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の授業料
（２）第６条第１項第３号及び第４号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度以降の授業料

（学長賞及び優秀賞の取扱）
第９条　奨学生の学長賞及び優秀賞の取扱いは、次のとおりとする。
（１）奨学生を卒業時の学長賞の対象とすることができる。
（２）奨学生を優秀賞の対象とすることができる。

（飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱）
第１０条　次年度の奨学生更新を許可された奨学生が飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱いは、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に定める。

（文部科学省修学支援新制度との関係）
第１１条　奨学生が、文部科学省が行う高等教育における修学支援新制度（以下「文科省修学支援制度」という。）の対象となった場合、文科省修学支援制度の対象となる入学金及び授業料は、この要綱に基づく給付金相当額を減額した後の金額を適用するものとする。

（事　務）
第１２条　奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）
第１３条　この要綱の改廃は、大学評議会及び経営委員会の議を経て行うものとする。

附　　則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。
附　　則
要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
附　　則
１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
２　改正後の第７条第１号の規定は、平成１４年度スカラシップ特待生から適用し、平成１３年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。
附　　則
この要綱は、平成１６年９月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、平成１８年３月１日から施行する。
附　　則
この要綱は、平成２１年１１月１８日から施行する。
附　　則
１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の第６条、第７条および第９条の規定は、平成２６年度スカラシップ特待生から適用し、平成２５年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附　　則

この要綱は、平成２６年６月１２日から施行する。

附　　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、平成２７年度以前のスカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

附　　則

この要綱は、令和元年６月１４日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和元年１１月１４日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和４年７月１５日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和　８年　４月　１日から施行する。